



2026 年 8 月 28 日

各 位

会社名	株式会社アクセルスペースホールディングス
代表者名	代表取締役 中村 友哉 (コード番号：402A 東証グロース市場)
問合せ先	取締役 折原 大吾
電話番号	(TEL. 03-6262-6105)

事後交付型株式報酬制度のユニット付与に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 26 日開催の第 7 回定時株主総会において可決されました事後交付型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」という。））制度に基づき、当社及び当社連結子会社の取締役会決議その他所定の手続を経て以下のとおりユニット（以下、RSU 制度に基づき当社の株式及び金銭の交付を受ける権利のことをいう。）を付与することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象者（以下「対象役員等」という）及びその人数並びに付与する RSU の数

RSU I

当社の社内取締役	2 名
当社の執行役員	1 名
当社の使用人（当社連結子会社の取締役を兼務する者）	2 名
当社連結子会社の取締役	1 名
(合計最大 79,140 株に相当する RSU)	

RSU II

当社の社外取締役	3 名
(合計最大 2,964 株に相当する RSU)	

2. 本制度の概要

(1) 当社株式の割当及び払込み

当社は、対象役員等に対し、対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱ（それぞれ（3）本制度の内容に定義する）に応じた数のユニットを付与し、当社取締役会決議に基づき、①本制度に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに当社株式の割当を行う方法（以下、「無償交付方式」という。）、又は、②金銭報酬債権を支給し、各対象役員等は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当を行う方法（以下、「現物出資方式」という。）のいずれかの方法で、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式を割当てることになります。ただ

し、無償交付方式は当社取締役を対象とする場合に限ります。

無償交付方式の場合、当社株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象役員等に対する本制度に関する報酬等の額を算出します。なお、当社取締役に関して当該算出された本制度に関する報酬等の額は第7回定時株主総会で決議された総額（当社社内取締役に対しては各対象勤務期間Ⅰにつき170百万円、当社社外取締役に對しては各対象勤務期間Ⅱにつき60百万円）の範囲内となるようにします。

現物出资方式の場合、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該当社株式を引き受ける対象役員等に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記の金銭報酬債権は、対象役員等が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。なお、当社取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は無償交付方式同様の総額の範囲内となるようにします。

（2）当社取締役に對して割当てる株式の総数

本制度に基づき、(i)当社取締役に對して割当てる当社株式の総数は、当該取締役のうち社外取締役以外の取締役を対象とするRSUⅠについては各対象勤務期間Ⅰにつき285,000株を、(ii)当該取締役のうち社外取締役を対象とするRSUⅡについては各対象勤務期間Ⅱにつき100,000株を、それぞれ割当てる当社株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

（3）本制度の内容

1 本制度の内容

【RSUⅠの内容】

・RSUⅠの対象者

対象役員等のうち当社の社外取締役以外の取締役、執行役員及び従業員（当社連結子会社の取締役を兼務する者）並びに当社連結子会社の取締役及び執行役員（以下、「RSUⅠ対象者」という。）

・RSUⅠの概要

本制度に基づき付与されるRSUⅠは、RSUⅠ対象者に対し、当社取締役会が定める期間（以下、「対象勤務期間Ⅰ」という。初回の対象勤務期間Ⅰは、第7回定時株主総会終結時点から2029年8月開催予定の当社定時株主総会の前日までとし、2027年8月開催予定の当社定時株主総会以降も同様に、当社定時株主総会から3年の期間を対象勤務期間Ⅰとして、第7回定時株主総会で可決された範囲内で本制度を継続予定）に對する当社取締役会が定める数のユニットを付与し、対象勤務期間Ⅰ中、継続して当社又は当社連結子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった

ことその他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、対象勤務期間Ⅰ中の各当社定時株主総会前日の時点でそれぞれ付与されたユニットの3分の1に相当する数のユニットが権利確定し、権利確定したユニットの数に基づき算出される数の当社株式（計算で生じる小数点以下の株式数は切り捨てとする。）を権利確定後にそれぞれ交付するものです。今回 RSUⅠとして付与するユニットに係る対象勤務期間Ⅰは第7回定時株主総会から2029年8月開催予定の当社定時株主総会の前日までとします。

ただし、無償交付方式の場合、上記の数の当社株式の割当のために RSUⅠ対象者のうち当社取締役に対する本制度に関する報酬等の額が、又は現物出资方式の場合、上記の数の当社株式の割当のために RSUⅠ対象者のうち当社取締役に対して支給する金銭報酬債権の額が、上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、割当てる当社株式の数を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとします。

また、RSUⅠ対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により、対象勤務期間Ⅰが満了する前に当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当てる当社株式の数及び当社株式の割当の時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。RSUⅠ対象者が、対象勤務期間Ⅰが満了する前又は本制度に基づく株式交付の日より前に死亡により当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、当該取締役の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。（なお、当該 RSUⅠ対象者が当社取締役の場合、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭を交付します。）

【RSUⅡの内容】

- ・ RSUⅡの対象者

対象役員等のうち当社の社外取締役（以下、「RSUⅡ対象者」という。）

- ・ RSUⅡの概要

本制度に基づき付与される RSUⅡは、当社取締役会が定める期間（以下、「対象勤務期間Ⅱ」という。初回の対象勤務期間Ⅱは、第7回定時株主総会終結時点から2027年8月開催予定の当社定時株主総会の前日までとし、2027年8月開催予定の当社定時株主総会以降も同様に、当社定時株主総会から1年の期間を対象勤務期間Ⅱとして、第7回定時株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続予定）に対応する当社取締役会が定める数のユニットを RSUⅡ対象者に付与し、対象勤務期間Ⅱ中、継続して当社又は当社連結子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことその他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式（計算で生じる小数点以下の株式数は切り捨てとする。）を交付するものです。今回 RSUⅡとして付与するユニットに係る対象勤務期間Ⅱは第7回定時株主総会から2027年8月開催予定の当社定時株主総会の前日までとします。

ただし、無償交付方式の場合、上記の数の当社株式の割当のために RSUⅡ対象者に対する本制度に関する報酬等の額が、又は現物出資方式の場合、上記の数の当社株式の割当のために RSUⅡ対象者に対して支給する金銭報酬債権の額が、上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、割当てる当社株式の数を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとします。

また、RSUⅡ対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により、対象勤務期間Ⅱが満了する前に当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当てる当社株式の数及び当社株式の割当の時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。RSUⅡ対象者が、対象勤務期間Ⅱが満了する前又は本制度に基づく株式交付の日より前に死亡により当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該 RSUⅡ対象者の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

2 対象役員等が非居住者である場合の取扱い

非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合があります。

3 組織再編等における取扱い

当社は、対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）には、当社取締役会決議により、対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に算定する数又は額の株式又は金銭につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象役員等に交付するものとします。

4 その他

当社は、対象役員等が対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱが満了する前に当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合（死亡その他当社取締役会が正当と認める場合を除く。）又は当社取締役会で事前に定めた一定の非違行為等があった場合には、対象役員等に対して本制度に基づいて当社株式又は金銭は交付されません。

3. RSU の付与日

2026 年 8 月 26 日：当社の取締役、当社連結子会社の取締役

2026 年 8 月 27 日：当社の執行役員、当社の使用人（当社連結子会社の取締役を兼務する者）

以上